国土交通省

東北運輸局プレスリリース

《発表記者会：東北電力記者会》
《　　〃　　：宮城県政記者会》

平成３０年１１月２日
国土交通省　東北運輸局

大崎市の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し警告書を交付しました。

平成３０年８月９日、東北運輸局宮城運輸支局が下記の一般貸切旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、本日、東北運輸局宮城運輸支局長は警告書を交付しましたのでお知らせします。

記

１．行政処分等対象事業者及び営業所

事業者：有限会社　遊季観光バス　　代表取締役　加藤　勇貴
（法人番号：７３７０２０２００１４８８）
宮城県大崎市三本木新町１丁目１番２９号

営業所：本社営業所
宮城県大崎市三本木新町１丁目１番２９号

２．行政処分等年月日　　平成３０年１０月２９日

３．違反の概要

（１）輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反
（道路運送法第２７条第３項）

①運行に関する状況把握等のための体制整備違反
（旅客自動車運送事業運輸規則第２１条の２）

②点呼の記録義務違反
（旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項）

③運転者に対する指導監督義務違反
（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）

《問い合わせ先》
東北運輸局　自動車交通部　自動車監査官
担当：髙山・宮崎
℡：０２２－７９１－７５３２